

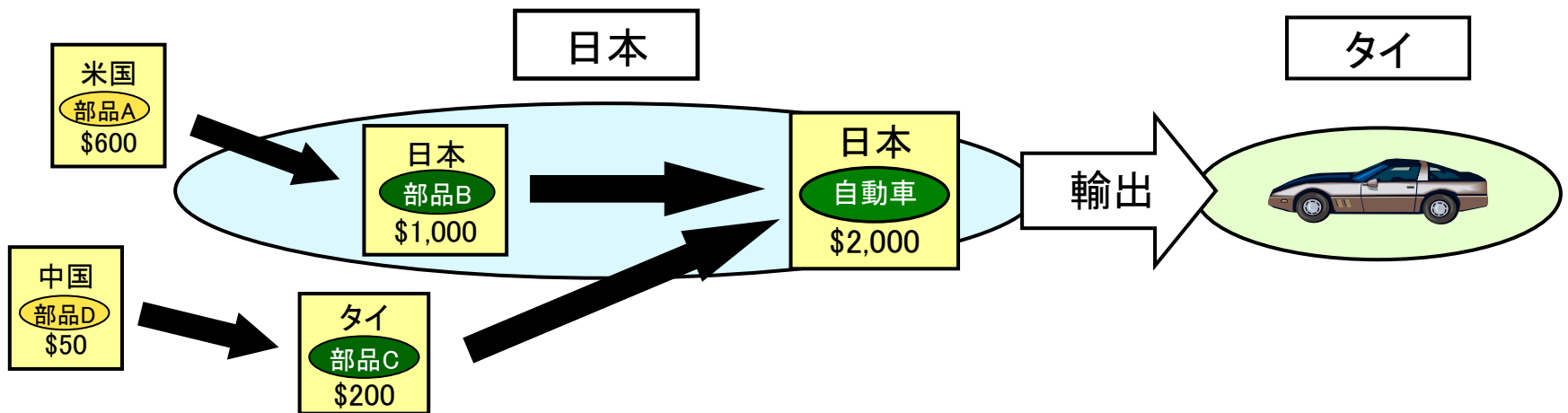
救済規定の使用による 原産性確認と保存書類例

付加価値基準の救済規定(1)

日本タイ協定の場合

ロールアップ規定:

付加価値基準による原産資格割合算定では、当該品の非原産材料の総額(VNM)には、当該品の原産材料生産に使用される非原産材料の価額を含めない(日タイ協定 第28条7)



ロールアップ (原産材料に含まれる非原産価額を、製品の原産資格割合算定時にゼロとみなす)
部品Dを用いて生産された部品Cの原産資格割合は $(200-50)/200=75\%$ であり原産材料とみなされるため、最終製品の自動車の原産資格割合算定時には、部品C(\$200)は全て原産とみなす

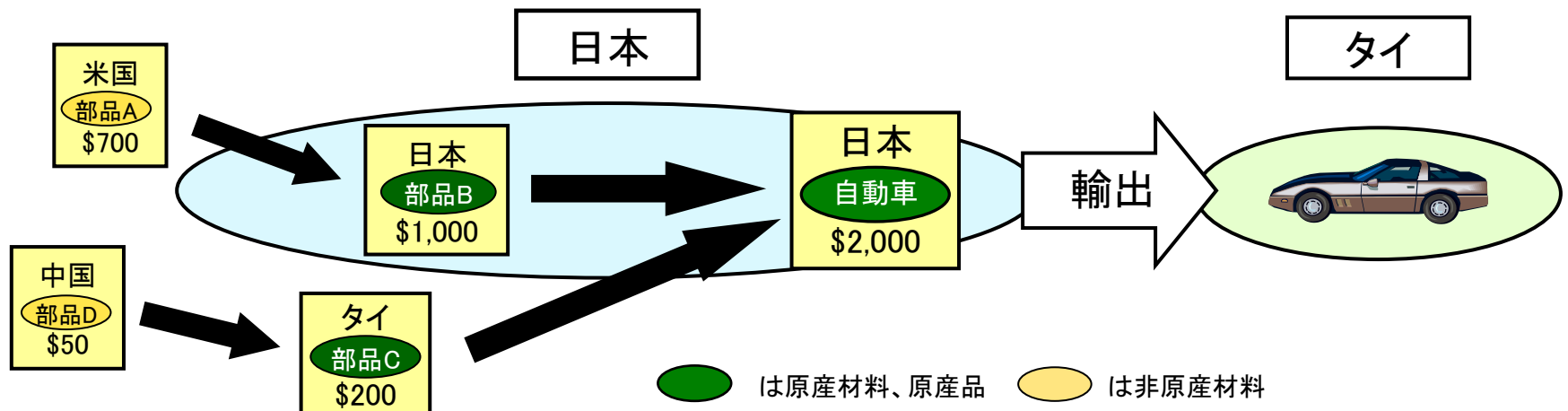
注) 保存資料: ロールアップ規定を利用して非原産材料部分を含めた原産材料の表の当該品目の備考欄に「ロールアップ規定利用」と記入

出典: 経済産業省原産地証明室監修
「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

付加価値基準の救済規定(2) 日本タイ協定の場合

ロールダウン：（日本チリ協定、日本タイ協定、日本ASEAN協定）

原材料が非原産と判断された場合には、たとえ当該非原産材料の中に締約国原産の原材料が含まれていたとしても、この原産材料の価額は考慮されない（原産部分を差し引くことなく、当該非原産の取引価額全体を非原産材料価額として扱う）



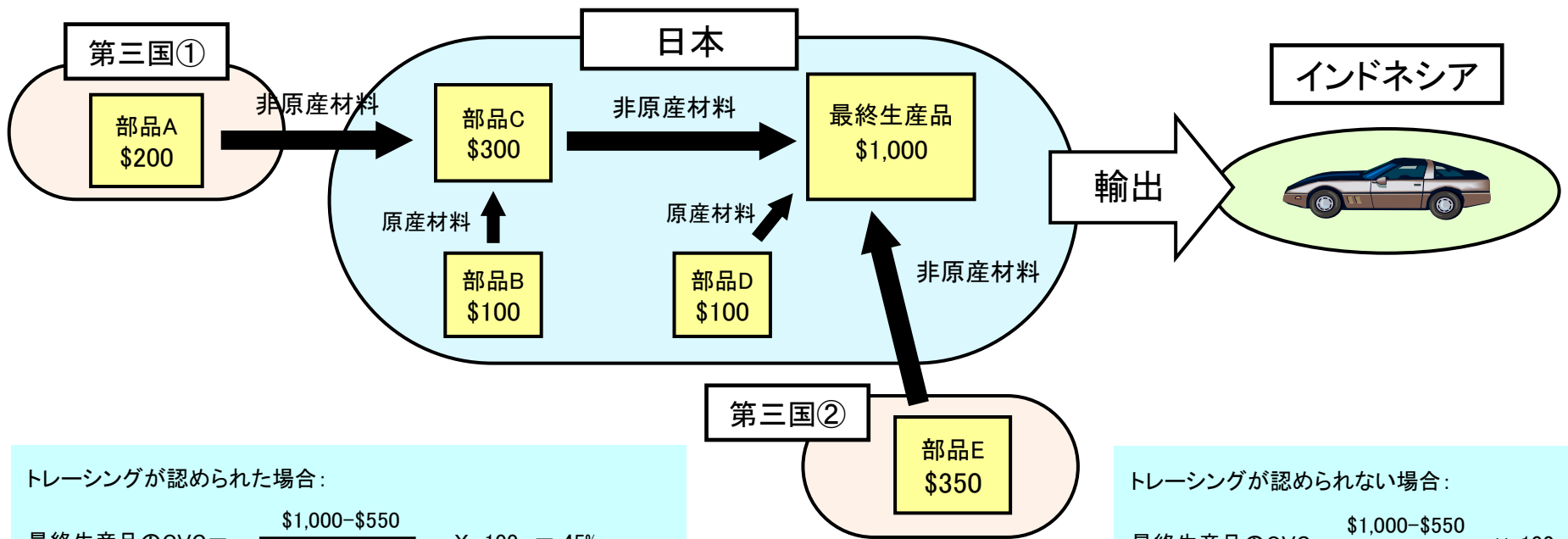
ロールダウン（非原産材料に含まれる原産価額を、製品の原産資格割合算定時にゼロとみなす）
 部品Aを用いて生産された部品Bの原産資格割合は $(1,000 - 700) / 1,000 = 30\%$ であり、非原産材料とみなされるため、最終製品の自動車の原産資格割合算定時には、部品B(\$1,000)は全て非原産とみなし、部品Bの原産部分価額(\$300)分は原産材料として算定しない

注) 保存資料: ロールダウン規定を利用して非原産材料部分を非原産材料価額総額に算定する場合は非原産材料の表の当該品目の備考欄に「ロールダウン規定利用」と記入

出典: 経済産業省原産地証明室監修
 「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

付加価値基準の救済規定(3) 日本インドネシア協定の場合

トレーシング規定: (日本マレーシア協定、日本インドネシア協定、日本ブルネイ協定、日本メキシコ協定、日本フィリピン協定)
 産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため、付加価値基準の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、
 いずれかの締約国において生産され、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料の価額は、当該非原産材料の生産に
 使用される非原産材料の価額に限定することができる。ただし、これにより、当該産品が累積の規定に従って当該締約国の
 原産品となることを条件とする(日インドネシア協定 第30条2)



トレーシングが認められた場合:

$$\text{最終生産品のGVC} = \frac{\$1,000 - \$550}{\$1,000} \times 100 = 45\%$$

部品Cに用いられた原産材料の部品B(\$100)は、非原産材料である部品Cの価格(\$300)から差し引くことができます。従って式の中の\$550は部品Cのうち非原産材料部分(\$200)と部品Eの価格(\$350)の合計です

トレーシングが認められない場合:

$$\text{最終生産品のQVC} = \frac{\$1,000 - \$550}{\$1,000} \times 100 = 35\%$$

となり、原産品とはならない

注) 保存資料: トレーシング規定を利用して非原産材料部分を非原産材料価額総額に算定する場合は
 非原産材料の表の当該品目の備考欄に「トレーシング規定利用」と記入

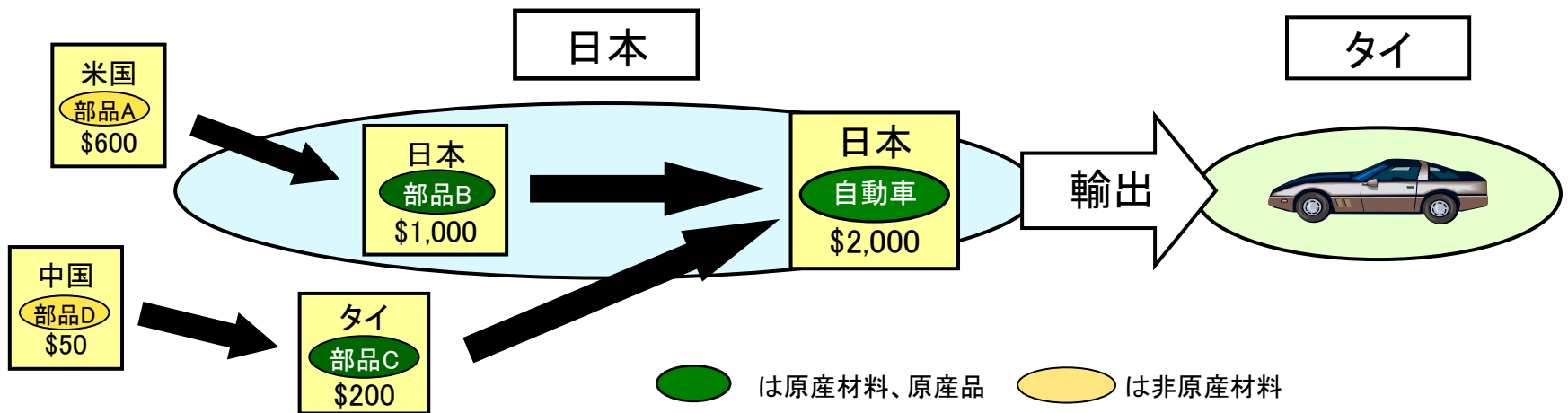
出所: 日本商工会議所著「特定原産地証明書発給申請の手引き」

付加価値基準の救済規定(4) 日本タイ協定の場合

累積規定 (Accumulation)

付加価値基準による原産品判定では、一方の当該締結国領域で当該取引品の生産材料として使用される他方の締結国の原産品は、一方の当該締結国の原産材料とみなすことができる。(日タイ協定 第29条)

注) 累積規定は付加価値基準、関税分類変更基準双方ともに救済規定として利用できる



累積規定:

日本で自動車を生産するための材料として使用されるタイの原産品(部品C)は日本の原産品と見なす
非原産材料である部品Cは、累積規定により原産材料として自動車の原産価額に積算
⇒ 自動車の原産資格割合 = $(2,000 - 0) / 2,000 \times 100 = 100\%$

注) 保存資料: 累積規定を利用して原産品確認する場合、累積する原材料の輸入Invoiceと当該協定の原産地規則に基づく当該原材料の特定原産地証明書の写しを保存資料とする。ただし、AJCEPのうちベトナムとブルネイでは原産地規則が同じ場合、2国間協定の特定原産地証明書の写しでも証明できる。

出典: 経済産業省原産地証明室監修
「原産地証明法に基づく特定原産地証明書の発給申請手続きについて」

関税分類変更基準の救済規定(1)

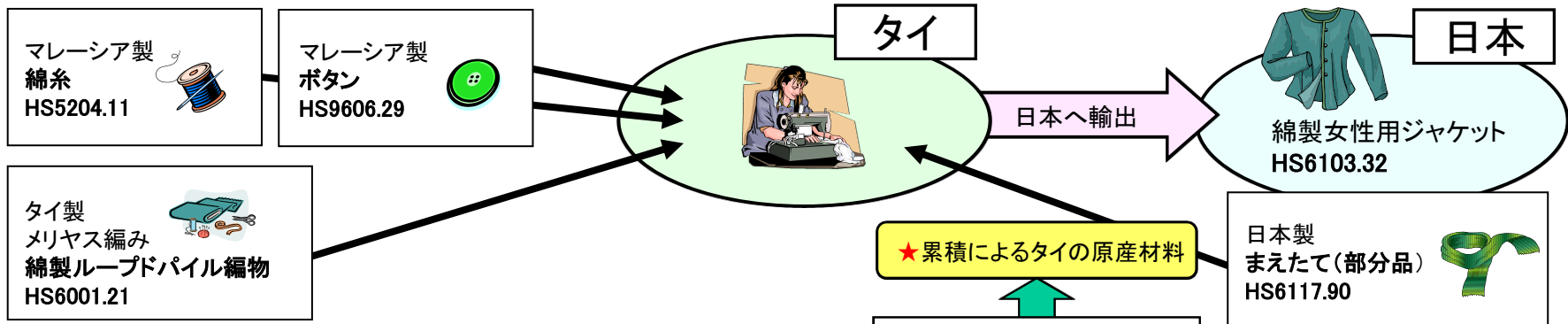
日本タイ協定の場合

累積規定の使用 (Accumulation)

品目別原産地規則: (第61類 衣類及び衣類付属品(メリヤス編み又はクロス編みのものに限る))

第6101-6117項 : 第6101項から第6117項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

(第5007項、第5111項から第5113項までの各項、第5408項から第5512項までの各項、第5309項から第5311項までの各項、第5407項、第5408項、第5512項から第5516項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国においてメリヤス編みされ、又はクロス編みされた場合に限る)



累積規定 (Accumulation)
 付加価値基準による原産品判定では、一方の当該締結国領域で当該取引品の生産材料として使用される**他方の締結国の原産品**は、一方の当該締結国の原産材料とみなすことができる。(日タイ協定 第29条)
 注) 累積規定は付加価値基準、関税分類変更基準双方ともに救済規定として利用できる

原産品確認 :
 まえたてはタイ生産者にとっては本来非原産材料(外国産品)であり、類の関税分類変更基準の対象品となり、日本へ輸出予定の綿製女性用ジャケットはその基準を満たすことができず原産品とは確認できない。しかし、この累積の救済規定を利用することで、まえたてはタイの原産材料となり関税分類変更基準の対象材料とはならず、タイ産綿製女性用ジャケットはタイ原産品の確認がされることになる

注) 保存資料:
 累積規定を利用して原産品確認する場合、累積する原材料の輸入Invoiceと当該協定の原産地規則に基づく当該原材料の特定原産地証明書の写しを保存資料とする。ただし、AJCEPのうちベトナムとブルネイでは原産地規則が同じ場合、2国間協定の特定原産地証明書の写しでも証明できる。

関税分類変更基準の救済規定(2)

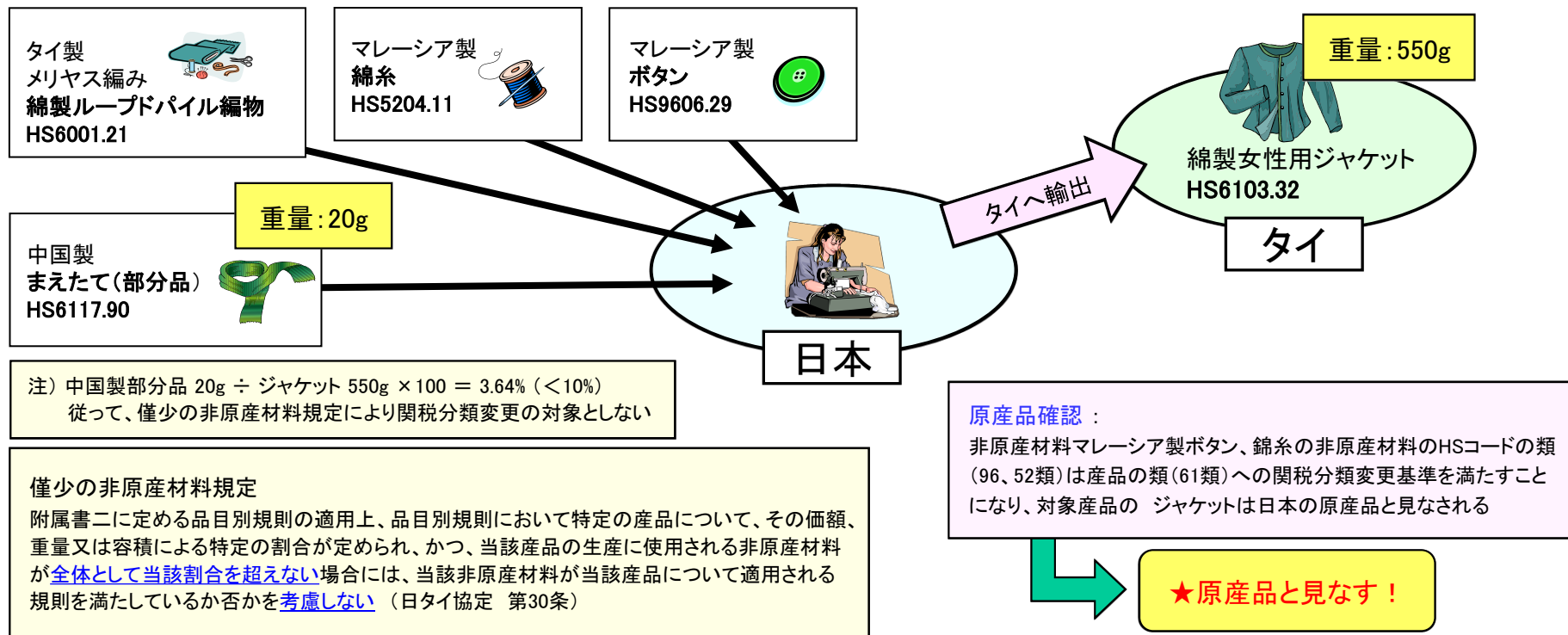
日本タイ協定の場合

僅少の非原産材料の使用 (De Minimis)

品目別原産地規則(第61類 衣類及び衣類付属品(メリヤス編み又はクロス編みのものに限る))

第6101-6117項 : 第6101項から第6117項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

(第5007項、第5111項から第5113項までの各項、第5408項から第5512項までの各項、第5309項から第5311項までの各項、第5407項、第5408項、第5512項から第5516項までの各項又は第60類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国においてメリヤス編みされ、又はクロス編みされた場合に限る)



僅少の非原産材料規定

附属書二に定める品目別規則の適用上、品目別規則において特定の産品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料が**全体として当該割合を超えない**場合には、当該非原産材料が当該産品について適用される規則を満たしているか否かを**考慮しない**(日タイ協定 第30条)

※日タイ協定附属書二に定める僅少の非原産材料の割合

第19類～第24類; 調製食料品、飲料、アルコール、タバコ、鉱物性生産品 : 産品の価額の7%

第28類～第49類、第64類～第97類; 化学工業品、鉱工業品(除. 繊維製品) : 産品全体の価額の10%

第50類～第63類; 繊維製品 : 産品全体の重量の10%

注) 保存資料は次頁を参照ください

関税分類変更基準の救済規定(2)使用の保存書類例

僅少の非原産材料使用の規定: 日本タイ協定の場合

Sam Garments Co., Ltd.
Akasaka 1-12-32, Minato-ku,
Tokyo, Japan 107-6006
Phone:03-3582-5651 Fax:03-3582-5662

サム衣類株式会社
東京都港区赤坂1-12-32
電話:03-3582-5651
FAX:03-3582-5662

2008年12月1日

“まえたて”の僅少の非原産材料規定条件を満たす証明
綿製女性用ジャケット(型番JTR0812番)の原産性確認用

弊社製綿製女性用ジャケット(型番JTR0812番、HS番号:HS6103.32)の原産性確認のために
中国製“まえたて”(非原産材料)の「僅少の非原産材料規定」の条件を満たしていることを以下証明する。

記

僅少の非原産材料規定使用の対象材料 : “まえたて”(型番: JTR0812-007、HS番号: HS6117.90)
中国産品

輸出先 : タイ国

適用対象協定 : 日本タイ経済連携協定

僅少の非原産材料規定の条件 : 第50類～第63類; 繊維製品 ⇒ 製品全体の重量の10%以下
(日タイ協定附属書二に定める僅少の非原産材料の割合)

対象生産品と重量 : 綿製女性用ジャケット(型番JTR0812、HS番号6103.32) 550g/総重量

対象部分品と重量 : 中国産“まえたて”(型番JTR0812-007、HS番号6117.90) 20g/重量

算定 : $20g/550g \times 100 = 3.6\%$ ($3.6\% > 10\%$)

算定結果による結論 : 本“まえたて”は本来、非原産材料であるが、「僅少の非原産材料規定」(協定第30条)の条件を満たし、上記生産品“綿製女性用ジャケット”の関税分類変更基準による原産性確認に際し、無視する。

以上

衣料好雄

代表取締役社長

サム衣類株式会社

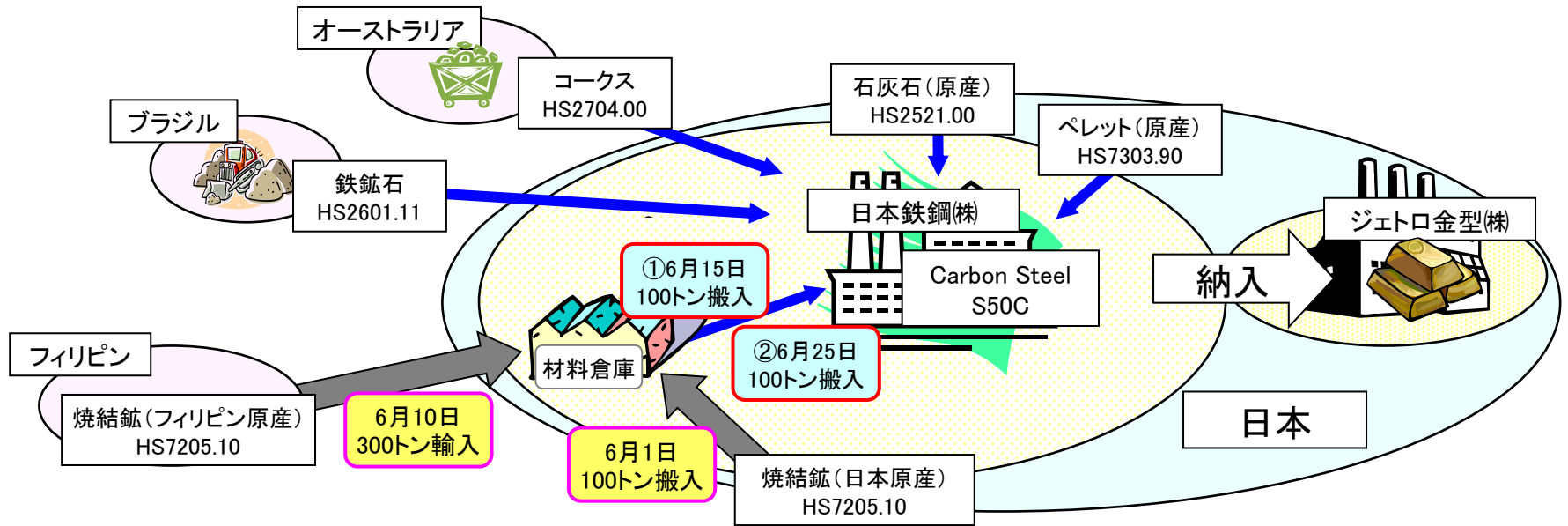
社印

注)「綿製女性用ジャケット」の関税分類変更基準による原産性確認の保存書類にInvoiceと共に添付して保存する

関税分類変更基準の救済規定(3) 日本タイ協定の場合

代替性のある产品及び材料: 日本タイ協定第35条

1. 在庫において混在している締約国の原産材料及び非原産材料からなる代替性のある材料が製品の生産に使用される場合において、当該製品が当該締約国の原産品であるか否かを決定する時は、これらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる
2. 締約国の原産品及び非原産品からなる代替性のある製品が在庫において混在している場合において、これらの製品が在庫において混在している当該締約国において輸出に先立っていかなる工程も経ず、又はいかなる作業(積卸し又はこれらの製品を良好な状態に保存する為に必要なその他の作業を除く)も行われていないときは、これらの製品が当該締約国の原産品であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる



	先入れ先出し方式	後入れ先出し方式	平均方式
①100トン (6月15日搬入)	原産材料	非原産材料	25トン原産材料 75トン非原産材料
②100トン (6月25日搬入)	非原産材料	非原産材料	25トン原産材料 75トン非原産材料

関税分類変更基準の救済規定(3)使用の保存書類例

代替性のある産品および材料使用の規定：日本タイ協定の場合

Japan Steel Co., Ltd.
5-8-34 Nihonnbashi,
Chuo-ku, Tokyo, Japan
TEL:03-5480-4426
FAX:03-5480-4457

日本鉄鋼株式会社
東京都中央区日本橋5-8-34
電話：03-5480-4426
FAX：03-5480-4457

2008年8月11日

焼結鉱(HS7205.10)の代替性のある産品及び材料規定 使用による原産性確認

炭素鋼鋼材S50Cの原産性確認に当たり、その原材料の焼結鉱(HS7205.10)の代替性のある産品及び材料の規定使用による原産性の確認を以下の通り証明する。

記

対象協定：日本タイ経済連携協定第30条

対象原材料：焼結鉱(HS7205.10)

在庫管理方式：先入れ先出し方式

焼結鉱の倉庫搬入：6月1日 日本原産鉱搬入、6月10日 フィリピン原産鉱搬入

焼結鉱の倉庫搬出：6月15日 100トン、6月25日 100トン

協定第30条による原産性確認：6月15日搬出分100トンは原産性確認
6月25日搬出分100トンは非原産確認

焼結鉱の原産性最終確認：ジェトロ金型(株)納入炭素鋼鋼材は6月15日倉庫搬出分を原材料として生産された。よって、使用した焼結鉱は日本の原産材料と確認した。

以上

鉄鋼 三郎

代表取締役社長

日本鉄鋼株式会社

社印

注)「炭素鋼鋼材S50C」の関税分類変更基準での原産性確認の保存書類に日本産品の倉庫への納品書、フィリピンから輸入したInvoice、倉庫搬出伝票などの写しを添付して保存する。

本資料に関するお問い合わせ

日本貿易振興機構(ジェトロ)
貿易投資相談課

貿易投資相談受付専用

TEL: 03-3582-5651

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

不許複製 禁無断転載